

第十條には無條約國製產品に對し本稅法の適用すること、其の他諸國に對して本法と矛盾する條款の修正を俟つて適用すべきこと、を規定した。

尙提案者は本案の内容を説明して、本案實施の曉には一割輸入減を見積り年收七百五十五萬九千圓となり、有稅品平均稅率は現行三分八厘三毛より一割三分五厘二毛に引上げられることとなる。尤も右有稅品平均稅率を列國の夫れに比するに、本邦より高きもの露西亞の一割八分三厘、西班牙の一割九分一厘、伊太利の一割九分五厘、米國の三割四分であつて、本邦より低きもの獨逸の一割一分四厘、丁抹の一割八分、瑞典の一割六分、奧地利の八分五厘、佛蘭西の七分九厘、英國の四分六厘、瑞西の二分七厘、白耳義の二分八厘、和蘭の四厘である。又現在のところ右樣關稅定率法を制定するも、無條約國民の輸入する無條約國產貨物（例へば土耳其）に對し適用し得べきに過ぎないものであると説明した。衆議院に於ては本案を特別委員會に之が審議を附托したが、委員會附托の儘に議會の閉會を見た。

第七章 陸奧外務大臣時代

第一節 概 說

第一款 處理沿革

陸奧條約案の特質 明治三十二年七月十七日又は八月四日を以て實施を見た陸奧改正條約は安政諸條約に對する法權の回復を完成し、稅權に付ても其の殆んど其の半ばを回復するを得、茲に明治開國以來の帝國の宿望達成に巨歩を進めたものであつた。明治三十七年七月十六日始めて調印せられた日英改正條約に對し、八月二十五日陸奧外相より御批准を奏請するに當り「恭シク 陛下中興ノ鴻業ニ隨伴スル條約改正事業ノ一部ノ成レルコトヲ慶賀シ奉ル」と述べたのは意義ある言葉である。誠に右日英通商航海條約は帝國が始めて泰西諸國と相互對等の立場に於て締結した條約であり、又帝國が他の非基督教徒國又は亞細亞諸國と等しく、久しく泰西諸國より受けた片務的治外法權の束縛より率先解放に成功し以て是等世界に於ける他の非基督教國又は亞細亞諸國の被壓迫國民に對し、進取擡頭の模範を垂れた劃期的事業と云ふことが出来る。

明治開國以來幾度か失敗した歴代外相の條約改正案に比し陸奧條約改正案の特色は

- (一) 條約實施期を調印後五ヶ年とし其の間に本邦重要諸法典を公布實施することとしたこと。
- (二) 諸條約國に對する一般的協定稅率を排斥し之を英米獨佛四國よりの特定重要輸入品五十八品目に付右四國との

み協定したこと。(内米國との協定税率は條約改正交渉中米國に於て之を設定しないことに承諾す)

(三) 外國人の居住商業の爲めにする内地開放後、舊居留地外は勿論舊居留地内に於ても土地所有權を許さないこと。

の三點に歸することが出来る。其の他沿岸貿易を一切外國船に許さないこと、條約期限を七ヶ年に限定すること等も原提案に在つたが、之は交渉の際に當つて前者は大阪、新潟及夷以外の舊開港場間に限り許すこととし、後者は十二ヶ年に延長した。右陸奥案

(一) 第一の點に付、其の構想は明治二十三年七月青木外相時代に英國外相ソールズベリイ卿より提出した改正條約對案に基くものである。從來に於ける本邦諸條約改正交渉の際常に法典の編纂公布と領事裁判權の撤廢との關係處理が最難關となつて居たことに鑑み、右英對案に於ては先づ本邦諸法典の實施運用を見た後改正條約を實施すべしとの趣旨に規定せられて居たが陸奥外相案は其の根本觀念を採用したのである。尤も前記英國提案及之を基礎とする青木外相案に於ては議定書中に先づ改正條約を實施した後五ヶ年後に領事裁判權を撤廢し、其の一年以前に諸法典を實施することを規定したのに對し、陸奥案に於ては條約又は議定書の明文に於ては何等法典の編纂公布に付言及しない建前であつたが、結局に至つて一步を譲り大隈案同様外交文書を以て領事裁判權の撤廢一ヶ年前に法典の編纂實施を宣言しなければならなかつた。

(二) 第二の點に付、英米獨佛四國よりの重要輸入品に付ては陸奥改正案に於ても井上、大隈、青木各時代のものと等しく明治十五年井上外相時代協定の税目案を適用することを提議したが協定以外の他の物品に付ては一切國定税率によらせることとした。即ち陸奥條約實施後本邦は原則として一切の外國輸入貨物に對し國定税率を適用し、協定ある物品に限り協定税率を適用し、又最惠國待遇により一切の同種輸入品に對し同種協定税率に均霑せしめるに在つ

た。而して右協定税率の適用を受ける本邦輸入品額は當初の原案では明治二十五年に於ける總輸入額に對し四割二分であつた。其後交渉の結果一方米國とは協定を廢止することになり、他方英獨佛との交渉の際協定品目數に對し約二十を増加したるも尙右協定税率を受ける物品の輸入額は本邦總輸入額に對し四割九分に過ぎず而も條約實施後輸入品の性質漸次變化するに従ひ本邦に於て右協定税率を受ける範圍は益々減少することとなつた。而して右本邦原案にて協定を承諾せる四國以外の諸國中にあつて伊、白、瑞西、奥の四國よりは英獨佛同様其の主要輸入品に付協定を主張し來つたが伊、白、瑞西國に付ては改正條約調印後互惠の基礎により特別協定を結ぶことを約することにより妥協し、奥とは本條約調印と同時に短期の互惠協定を調印し其の反對を緩和した。

(三) 第三の點に付、井上及大隈案に於ては外國人に對し本邦内地に於ける土地所有權を許して居り、又青木及榎木案に於ては之れを許與しないが居留地に於ける永代借地權を土地所有權に更改することを許して居たものを、改めて陸奥案にては居留地に於ても内地に於けると等しく單に土地の賃借權及家屋の所有權を許すこととした。之は當時議會其他國內に於て保守的空氣甚だ濃厚であつて、絕對無條件なる對等條約を締結すべしとの議を唱へるもの多く、又土地所有權を外國人に與へることに付大なる反對があつた。然るに英獨等の政府は外國人が居留地に於て永代借地券により保有する權利を條約改正後賃借權として國內法により律せられることに同意しなかつた。結局右永代借地權を其の儘存續すべきことを條約中に規定するに至つた。其の結果外國人は改正條約の下に舊居留地に於ける永代借地權者は土地所有權以上の特權を有することとなり、加之其の後に所謂家屋税問題等を惹起するに至つたのである。

改正方針 次に陸奥外相の條約改正交渉方針は嚮に青木外相の試みた通り國別談判の方式を採り、本邦との間に最も利害關係の深い英吉利を最先とし續いて米國・獨逸・露・伊等の諸國に移ることとした。尤も之が實施は大隈案とは異つて、關係國全部との交渉完了した後を俟つて同期日より施行することとした。而して先づ英國との交渉には、前

外務大臣時代殆ど妥結を見る迄に至つた交渉經歷を有する駐獨青木公使に對し特に英國兼勤を命じ、當時歸國滯英中の本邦駐劄フレーザ公使の斡旋を得て、明治二十七年七月十六日倫敦に於て改正條約調印に成功した。

陸奥外相の條約改正方針として注意すべきは、前記三方針に付ても分明するが如く、「法權稅權を回復し完全なる對等條約を締結すべし而も最少限度に外國人に對し内地を開放すべし」といふ樞密院・帝國議會等、國內に於ける國權論者の意見を満足せしめる爲め最善の努力を盡したことであつた。之れと同時に陸奥外相は、一旦英國との條約改正交渉が順調に進行し略ぼ妥結を見んとするの形勢となるや、國內に於ける強硬論者の言論が右交渉に支障を及ぼすことを慮り、在英青木公使の意見を採用して、國內の保守論に對し明治維新の皇謨たる開國進取の主義に反するものとして強壓を加へた。之が爲め第五回帝國議會中、衆議院に於て多分に排外的な傾向を帶した「條約勵行に關する建議案」が論議せられるに至つた機會を捉へて、明治二十六年十二月三十日之が解散を斷行し、更に明治二十七年五月十二日召集せられた第六回臨時帝國議會中、依然衆議院に於て條約改正に關する強硬論多く、政府に對し「内治外交共に職責を失す」との上奏案を可決するに至るや、六月二日再び之が解散を奏請し又大日本協會等の政治團體に解散を命じた。

之を要するに陸奥外相は條約改正方針を決定するに當り、從來の方針以上に國權論者を満足せしめるに努めると共に、他方は等國內の意見が政府の方針以上に強硬となり、法權回復の外完全な稅權の回復、及び沿岸貿易權の回收を主張し、更に其の一派の主張する内地雜居を尙早とするが如き、開國進取の國とは一致しない意見が國論を動かさうとするに至るを見るや、帝國議會に對し二回に互る解散をも致してしたのである。

尙世上には陸奥外相が日英改正條約に調印し得たのは、日清戦争により帝國の地位が向上した結果であると傳へるものもあるも、事實は却て其の反對であつて、恰も日英條約將に調印せられようとするの間際に至り、朝鮮派兵問題に

關する日清交渉破裂し、將に清國との間に開戦を見ようとするの形勢となつた爲め、陸奥外相は開戦に先ち日英改正條約に調印を了する爲め、交渉の最後に至つて懸案諸問題に對し一括讓歩の上交渉を妥結せしめるべき訓令を發し、青木公使をして辛うじて開戦前に調印を了らしめたのである。右調印の際英國全權キンバレー外相が青木公使に對し日本が始めて英吉利との間に對等條約を調印し得たことを祝し、日本は之れにより其の國際的地位を向上せしめ得たことは、清國に於て幾萬の軍を破つたよりも重大であらうと述べたのは、本邦條約改正史上記憶するに足る一言であらう。

蓋し本邦條約改正の歴史を見るに、外務當局が諸外國との間に種々困難な交渉を重ねた結果、漸く協定に達したと見ると更に夫れ以上の國權回復を欲するところの國論が擡頭し、之が爲め諸外國との協定は破棄せられ當該當局は其の責めを負うて離任するを例とした。依て陸奥外相は井上・大隈・青木三外相等の苦き經驗に鑑み、對外關係は青木公使の折衝に一任したが、對内關係は從來の外務當局以上に留意して、閣内の統一は勿論樞密院・帝國議會等に於ける反對論の緩和、進んでは其の抑壓に付最善の努力を盡した。而して明治二十七年七月十六日愈々日英改正條約の調印を了るや、既成事實として議會を制する意圖を以て、早くも八月二十五日東京に於て批准書の交換を了り、同二十七日公布するに至つたのである。固より斯かる帝國議會の言議を壓迫する態度に付ては之を非難する空氣濃厚であつたが、恰も日清戦争開始の爲め自然舉國一致の態勢を生じ、十月十五日大本營所在地廣島に開かれた第七回臨時帝國議會に於て各政黨は内閣支持の態度に出で、前議會の兩次の解散に付ても又條約改正交渉の内容等に關しても殆ど議論を生ずることなかつた。其後陸奥外相は病により辭職したが、其の以前米・伊・露・獨・四主要國との條約改正を完了して居た。佛壤との條約改正は其後多難な進路を辿つたが、之亦西園寺又は西外相時代に調印せられた。斯くて諸條約中佛壤以外は明治三十二年七月十七日佛壤との條約は同八月四日何れも青木外相時代に之が實施を見るに至つ

たものである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一二〇文書附屬

第二款 陸奥條約改正と第四議會

陸奥外務大臣の就任 明治二十五年八月八日第二次伊藤内閣の成立を見た。同内閣は元老會議の結果各元老袖を連れ、朝に立ち、之に前閣員の一部及少壯有爲の士を参加せしめ最も強力なるものと稱せられた。即ち山縣（有朋）司法・黒田（清隆）逓信・井上（馨）内務・大山（巖）陸軍・後藤（象二郎）農商務・陸奥（宗光）外務・河野（敏謙）文部・仁禮（景範）海軍・渡邊（國武）大藏の顔振れで、前内閣員にして新内閣に残つたは後藤逓信、河野司法の二名、又所謂少壯有爲の閣員としては陸奥外相、仁禮海相、渡邊藏相の三名であつた。

陸奥外相は既に慶應三年四月外國事務局權判事として横濱駐在を任ぜられ、外國關係事務に關係したのであるが、其後明治五年には大藏省租税頭に、明治八年には元老院議員に任命せられた。然るに明治十一年には西南事件に關係し禁獄五年に處刑せられ、同十五年特赦放免、十六年歐米漫遊十九年歸國し、其の後辦理公使に任ぜられ、二十年には全權公使として井上條約改正當時法律取調委員會副委員長を命ぜられた。二十一年大隈外相時代には駐米公使に任命せられ華府に於て米國及墨國との條約改正、條約締結に盡力したことは既述の通りである。歸朝後明治二十三年山縣内閣に於て農商務大臣に任命せられ次の松方内閣に留任したが、明治二十五年三月には選舉干渉を非として挂冠、樞密顧問官に任命せられた。斯くて前記の通り第二次伊藤内閣組織の際、總理よりの特別の信任を以て外務大臣を引受くるに至つたのである。

對議會處理 伊藤内閣に於ては組閣後先づ前内閣の執つた對議會處理の善後策を講ずる必要があつた。嚮に明治二十

五年六月十日第三帝國議會に於て民法及商法等の「法典實施延期法律案」が兩院を通過した。元來右民法商法等は條約改正を見越し明治二十六年一月一日實施と決定したものであるが、之を二十九年十二月三十一日迄實施を延期して修正を加へるといふのであつて、條約改正上重大な影響を及ぼすものである。依て前松方内閣に於て右議會通過の民・商法延期法律案に對し之が裁可公布を奏請するに付躊躇して居たものである。されば伊藤内閣は明治二十五年十月七日西園寺賞勳局總裁を委員長とする民法商法施行取調委員會なるものを設け、右委員中に司法省官吏の外大學教授及貴族院に於ける同法案賛否の兩論者をも集め、慎重審議せしめた。委員會は之を「裁可公布すべし」との意見を上申した。依て内閣に於ては十一月二十二日法律第八號として之を裁可公布するの手續を採つた。次いで政府は明治二十三年三月二十七日及八月七日公布の商法及商法施行條例に對し先づ會社、手形、破産三篇のみに對し修正案を作成し、之れを明治二十六年一月一日より實施すべしとの法律案を、明治二十五年十二月二日第四帝國議會に提出した。之に對し議會に於ては右實施期を明治二十六年七月一日と改めた上協賛したから、明治二十六年三月六日法律第九號を以て之れを公布した。

更に政府は第三帝國議會中貴族院に於て可決せられた「有力なる法典調查會を設置し、明治二十九年十二月三十一日迄其の實施を延期することとなりたる民法及商法に付根本的修正を爲さしむべし」といふ建議案に基き、明治二十六年三月二十二日勅令第一一號を以て、伊藤總理自ら總裁となり西園寺文相を副總裁とする法典調查會を設置し、民法商法及附屬法律を調査審議することとなつた。右委員には主査委員として箕作（麟祥）行政裁判所長官、末松（謙澄）法制局長官、伊東（巳代治）内閣書記官長の外横田（國臣）司法省民刑局長以下司法省官吏六名、木下（廣次）第一高等中學校長、穗積（陳重）、富井（政章）、梅（謙次郎）の三法科大學教授、村田（保）、菊池（武夫）の二貴族院議員及鳩山（和夫）、三崎（龜之助）、元田（肇）の三衆議院議員の十八名を選任し、査定委員として清浦（奎吾）

司法次官以下司法省官吏三名、奥田（義人）内閣官報局長、都筑（馨六）内務省参事官、穂積（八束）、土方（寧）兩法科大學教授、本野（一郎）外務局翻譯官、澁澤（榮一）、阿部（泰藏）、の二實業家、河島（醇）、島田（三郎）、星（亨）、關（直彦）、大岡（育造）、小笠原（貞信）衆議院議員及岡村（輝彦）、岸本（辰雄）、山田（喜之助）、江木（衷）の三辯護士の二十名を選任し、更に七月三日に至り三浦（安）及千家（尊福）兩貴族院議員、金子（堅太郎）貴族院書記官長、木下（周一）女子高等師範學校長、磯部（四郎）、神鞭（知常）、山田（東次）、高田（早苗）の四衆議院議員、學者小中村（清矩）、實業家末延（道成）の十一名が査定委員として追加選任せられた。

第四議會 之より先明治二十五年十一月二十五日開催の第四帝國議會に於て、十二月一日伊藤首相代理として井上内相は施政演説を試みたが、其の中に於て「外交の事は舊に依て益々輯睦を加ふ。吾人は内に於て百政の釐正を努むるゝ同時に外に對しては多年希望せる條約改正の大業を決行せざるべからざるは更に多言を要せずと雖も、此の問題たる殊に慎重を要す。故に維新以還の宿望を達せんと欲せば余等は先づ國民の意嚮を歸一にするの必要あるを知る。而して之を略言せば條約改正の主要は凡そ國として有すべき權利を得、凡そ國として盡すべき義務を完くするに在り」と述べ、更に「維新已降、帝國の進運の迅速顯著なることは世界列國の驚嘆する所なり。然れども吾人は固より此に満足すべからず。宜しく益々進んで國力を發達し國威を宣揚し、以て維新中興の宏謨を成就せざるべからず。之を爲すは一に上下協同の力に待たざるべからず」と結んだ。

右政府の妥協的方針に拘らず、第四帝國議會に於ける衆議院の空氣は險惡であつて、製鐵計畫費等に關する豫算案を削減し、又明治二十六年一月二十三日には政府彈劾上奏案を百三對百八十一を以て可決した。之が爲め數次停會を見たが、結局二月十日に至り政府樞密院及帝國議會に對し「和協ノ道ニ由リ以テ朕カ大事を補翼シ有終ノ美ヲ成サンコトヲ望ム」との詔勅降下した結果辛うじて豫算の成立を見た。其後二月十五日衆議院に於ては自由黨及改進黨所屬

議員等多數の名を以て提出せられた「條約改正に關する上奏案」可決せられた。條約改正案に關する上奏案は前議會に於ても同様の案提出せられたが、審議以前に議會の解散を見た爲め第四議會に再び提出せられたものである。其の内容は國內に於ける國權回復論を代表するものであつて、冒頭に於て安政條約の國利國權を冒蝕すること極めて大なるを慨し、之を改正するの一日も緩ふすべからざるを論じ、次いで維新已來屢々政府に於て條約改正を企てたるに拘らず常に蹉跎して其功を奏する能はざりし所以は畢竟廣く之を國論に詢はざるの致す所なりと斷じ、條約の締結は天皇の大權に存すと雖も萬機公論に決するの大猷確然存立するの今日、條約改正に關する國民の輿論を闕下に陳奏するは決して僭越横議にあらずと爲し、帝國の輿論は對等條約の締結を希望して已まざるの意を明かにし、而して對等條約の要件は治外法權の撤去、海關稅權の回復、沿海貿易の禁止、及諸外國の本邦行政權關與の排除の四ヶ條に在りとし、最後に内地雜居は一般に外國人の自由に任じ差支なきも北海道及沖繩縣は特に區劃を限定して之を許すべく、又他の島嶼には一切之を禁ずべしとなし、更に土地の所有の外鑛山・鐵道・運河・船渠・造船所等の所有權及營業は之を許すべからずと爲した²。本案は政府の要求に依り之を祕密會議に附し、討議の結果終に百二十一對百三十五を以て之を可決、上奏するに至つた。又本議會中衆議院に於て加藤（政之助）議員外二名より政府に對し千島群島に於ける外國密獵船の活動放任に付詰問的質問があつた。

然し兎も角も伊藤内閣は前記大詔煥發の結果漸く議會との和協に成功し明治二十六年三月一日第四帝國議會は閉會を見るに至つた。

註1 星野通著「明治民法編纂史研究」一五八頁

2 條約改正關係大日本外交文書追録議會關係參照

第三款、陸奥條約改正案の決定

改正案の決定 第四帝國議會の閉會を以て國內問題一段落を告げた。茲に於て、陸奥外相は鋭意條約改正案の編成に努め七月五日條約改正案を閣議に提出した。右は

(一) 通商航海條約案

(二) 議定書案

(三) 附屬稅目案

の三案より成つて居る。陸奥外相は右に關する閣議申請案中に於て「内閣組織以來政府は本問題に關し既に明治二十五年十二月一日衆議院に於ける總理大臣演說の中にも條約改正に言及し對等條約の締結に付其の決意を表明するところあり、他方衆議院に於ては進んで條約改正に關する上奏案を大多數を以て可決し之を閣下に捧呈するところあり、又條約改正による領事裁判制度拋棄に關する唯一の擔保として外國政府が要求するところの諸法典の實施に對し、常に反對の意を表し來つた帝國議會は其の態度を一變して既に公布済の商法の一部の實施すべき法律案に協賛した。斯くの如きは以て條約改正問題に關する國民一般の意向を卜知するに足るのである。又民法及未實施の商法も勅令により組織せられた調査委員會に於て目下慎重周到なる審査に着手中である。更に明治十三年以來帝國政府に於ては前後數回外國政府に向て條約改正案を提出したが、要するに其の性質に於て何れも完全なる對等條約ではない。領事裁判權撤廢に至る以前數年間の過渡的時期を置き、右期間内外國裁判官の任用又は法典の編纂等に關し片務的義務を負ふたものである。即ち其の性質たるや寧ろ安政條約の羈絆を脱して、他日純然たる對等條約を大成する迄の一時の階梯に屬するものたるを免れないのである。之に反し本大臣が茲に提出するところの條約改正案に於ては從來の行懸を

蕩然一掃し、嶄然一新局面を開くこととし全く明治十三年我提案以來の系統を一變し純然たる互相均一の基礎を以て成るところの對等條約である。其の條項は重もに近來通商航海條約の模範と稱せられる一八八三年英伊條約を適用し、之に加ふるに明治二十一年の日墨條約及從來帝國政府の提案中、既に對等互相の主義に因つた條項を採用したものである。而して新輸入稅目、其の實施期間及外國人居留地に關する事項の如きは別に議定書を以て規定することとした。更に改正條約は調印後一定の期間後例へば五ヶ年を経て之を實施することとし、右期間中は現行安政條約を其の儘繼續せしめ以て安政條約の下に生活せる外國人をして事態の激變を感じずして徐々に新事態に應ずべき準備を爲さしめようとするものである。本條約改正案にして閣議に於て採用の上は先づ英國と交渉を始める積りである。其の理由は曩に明治二十三年七月青木外相時代英國政府より對案を提出し來つた後、我よりは未だ正式に之に對し修正案を出さずして其の儘になつて居る爲めである。次に其の他の各國就中既に大隈外相時代に條約に調印せる米、獨、露の三國に對しては在外帝國公使又は在本邦駐劄當該國公使との間に交渉を進めることを希望するものである」と云ふにあつた。

右陸奥外相の提出せる通商航海條約及議定書案は閣議に於て後述の通り幾分の修正を加へて七月八日再び閣議を開いて之を可決し、七月十九日伊藤總理は陸奥外相と共に參内して、新條約案を奉呈し、其の御裁可を得た。尋いで大隈時代に於ける内閣と樞密院間の確執に鑑み二十一日樞密院に於て内協議會を開き其の諒解を求めた。右陸奥外相が勅許を得た條約改正案の内容は次の如くである¹。

改正案内容

第一 通商航海條約案

本條約案は第一條より第十九條（對英條約案は植民地加入に關する規定挿入の爲め第二十條）迄と成り居り

第一條（明治二十四年三月中青木外相よりフレーザー公使に非公式に交付した改正條約案議定書第二條、即ち大隈

條約改正案第一條を採用す)に於ては、(一)入國、旅行、居住の自由、身體及財産の完全なる保護、(二)出訴權に關する國民待遇、(三)居住權、旅行權、各種動産の所有、遺囑其の他の方法による動産の相續、並に合法を得るところの各種財産の處分に關する國民待遇及最惠國待遇、(四)宗教及埋葬の自由、(五)租稅取立金に關する國民又は最惠國待遇、並に強制兵役、强募公債及軍事上の賦斂に對する免除を規定し、

第二條(青木條約改正案議定書第二及大隈條約案第二條)に於ては、(一)通商航海の自由、(二)卸賣、小賣營業の自由、住居若しくは商業の爲めにする家屋及倉庫の所有、借受、使用、並に土地の借入に關する國民待遇、(三)船舶及貨物を以てする入港の自由並に通商航海に關する事項に付ての課稅に關する國民待遇を規定し、又第二條末項に於て第一條及第二條の規定は兩締約國の各方に於て商業警察及公安に關し行はるゝ特別の法律及規則に付外國人一般に適用すべきものに何等の影響を及ぼすべきものに非ざることを規定す。

第三條に於ては、家宅、店舗等の不可侵を規定し、

第四條(青木條約案第二條、大隈條約案第四條)に於ては締約國生産品の輸入に關する最惠國待遇、

第五條(青木條約案第三條、大隈條約案第六條)に於ては輸出禁止に關する最惠國待遇、

第六條(青木案第四條、大隈案第七條)に於ては内地通過稅の免除及庫入及特別獎勵金等に關する内國民待遇、

第七條(青木案第七條、大隈案第八條、英國對案第八條)に於ては兩國船舶を以てする輸入及輸出に關する最惠國待遇、

第八條(青木案第十二條、英國對案第十五條)に於ては噸稅、港稅、水先案内料、燈臺稅、檢疫費等に關する内國船待遇、

第九條(青木案第八條)に於ては兩締約國內の海港、海灣、船渠、河川、其の他の停泊所に於ける船舶の積載、貨

物の船積、船卸しに關する内國船待遇、

第十條(青木案第八條、大隈案第十條)に於ては沿岸貿易は本條約に規定する限りに非ず、當該國の法令の規定すべきものなること尤も締約國船舶寄港貿易の自由を有することを規定す。

第十一條(青木案第九條、大隈案第十二條)に於ては商船及軍艦の避難及難破に關する規定を、

第十二條に於ては船籍決定は各當該國の國法に準據すべき趣旨の規定を新たに挿入し、

第十三條(青木案第十條、大隈案第十三條)に於ては軍艦及商船の脱船人に關する規定を、

第十四條(青木案第十四條、大隈案第十九條)に於ては通商航海に關する無條件最惠國待遇を、

第十五條(青木案第十三條、大隈案第十八條)に於ては領事官の認置及其の特權に關する最惠國待遇を、

第十六條(青木案議定書第四、大隈條約案第三條)に於ては專賣特許、商標及意匠の保護に關する國民待遇を、

第十七條(青木案第十四條、大隈案第二十二條)に於ては本條約實施の時より舊條約は一切其の效力を失ひ、又安政條約の下に諸外國が日本帝國に於て執行したる領事裁判權に屬し、又は其の一部として當該國民が有するところの特惠及免除は本條約實施の日より全然消滅に歸し是等の裁判管轄權は日本帝國裁判所に於て執行すべきことを規定し、

第十八條(青木案第十七條、大隈案第二十四條)に於ては本條約は調印の日より五ケ年を得たる後之を實施し、實施の日より七ケ年間效力を有すべきこと、並に兩締約國の一方は本條約調印の日より十一ケ年の後は十二ヶ月の豫告を以て之を廢棄し得べきことを規定し、

第十九條(青木案第十八條、大隈案第二十四條)に於ては本條約の批准及調印に關する規定を設け、

第二十條(青木案第十五條、大隈對案第十八條)として別に英國に對しては植民地加入に關する規定を挿入すること

とした。

第二 議定書案

議定書案は第一節及第二節より成り第一節に於ては通商航海條約第四條の規定に従ひ日本國へ輸入するところの締約版圖内の生産物及製造品に對しては從來賦課せる輸入税の代りに本條約附屬税目に掲ぐるところの輸入税を賦課すべきことを規定し、

第二節に於ては締約國政府は各外國人居留地を全く其の所在の日本市區に編入し日本地方組織の一部と爲すべく、當該官廳は之に關して其の地方施政上の責任及義務を悉皆負擔し又之と同時に右外國人居留地に屬する共有資金及財産は右日本官憲に引渡すべきことを承諾すべきことを規定した。

第三 附屬協定税目案

附屬協定税目案としては大隈、青木兩條約改正案と等しく明治十五年井上條約改正會議に於て規定せる協定税目案を其の儘添附し、又其の末尾に(一)衛生公安等の場合に於ては日本政府は輸入の制限禁止を爲し得べきこと(二)輸入貨物の從價税の算定には仕入地、産出地及生産地の實價に保險料、運賃、手数料を加算すべきこと、並に(三)日本國生産物を外國より積戻す場合に之に關する從價五分の從價税を納むべきことを規定した。

尙上記條約改正案中

(一) 第二條末項規定の警察公安に關する「一般的留保は井上(毅)内務大臣の提議により閣議に於て修正せるものに係り、又

(二) 右閣議中第三協定税目案に關し伊藤總理は曩に榎本外相時代に提言せる通り成る可くは或國に對し特に物品を限り協定税目を設けること、及

(三) 條約全體の實施は五ヶ年若くは七ヶ年後とするも税權回復だけは調印後先に有效ならしむる様試みることの提議を採用せられ、其の他閣議にては

(四) 各國との條約實施猶豫期間を其の交渉の模様により五年、四年、三年の後と云ふが如く規定し以て各國同一の時期より新條約を實施すべきこと、及び

(五) 條約改正交渉は國別談判によるべく其の順序は英獨米の三國を先にし、次に露、佛等に及び、談判纏まるに従ひ調印すべきこと、並に

(六) 先づ英獨二國の意向を知る爲め在獨青木公使をして折衝の任に當らしめ、米國に對しては當時在京中の外務省顧問スチブンス歸米の上建野公使を助け其の任に當らしむることを決した。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一・二及六四附屬參照

第四款 協定税目案の修正

税目案の修正 陸奥外相が閣議に提出した改正條約案附屬協定税目案は、明治十五年井上外相時代に於て各國との間に協定を得たところの、輸入品全部税目數五百番に互るところの平均税率一割一分見當に上る一般税目表を、各國との條約に一々附屬せしむるに在つた。然るに右様輸入品全部に互り協定を許すことは、固より當時歐洲各國間に行はれて居る協定税率とは全く趣を異にするものであるから、曩に榎本外相時代の條約改正調査委員會に於て、伊藤伯は之を不可とし之に代へ「各國別に其の特有重要な數種の物品のみに協定を許し、協定外の締約國に對しては最惠國待遇により右協定税率に均霑せしめるに止めよう」との案を提出したことは前に述べた通りである。今回閣議に於て右伊藤協定案の採用を可としたから、陸奥外相は右具體案を審議し八月に入つて成案を得た。

即ち協定國は英・獨・佛・米四國とし、英國に對して綿織糸・綿織物・毛織物・鐵鋼及其の製品、米國に對しては穀粉・石油・懷中時計・靴底革・コンデンスミルク・パラフィンワックス等、獨逸に對しては染料・フランネル・毛織糸・鐵釘・鐵線及印刷料紙・佛國に對してはモスリン・毛織糸・絹綿縐子等、各其の國よりの重要品のみを協定し、右協定税目の數は四國合算して五十餘種に止めることとし、而して協定國外の諸國に對しては最惠國條款により右協定税率に均霑せしめると云ふに在つた。斯くして右五十餘種以外の品目に對しては全部國定税率を適用し、以て稅權回復に向つて一步を進め、國內に於ける稅權回復論者の反對に對抗しようとしたのである。

而して陸奥外相が右修正方針により協定税目を選定するに付ては、明治二十三年より二十五年に至る間に於て、本邦への平均輸入額一ヶ年五百萬圓以上に達し、且つ其の主要輸入國中に英・米・獨・佛四國の何れかを包含する主要物品に限定することとした。尤も上記條件に該當する輸入額五萬圓以上に達する物品と雖も、其の性質上課税に關し財政上本邦に於て自由措置を留保し置くを可とする物品、即ち各種の酒類・煙草及砂糖の三品（以上三品の明治二十五年輸入額一〇、三二〇千圓）は協定税目案より除外することとし、同様（一）兵器類、（二）鐵道客車、（三）鐵道機關車、（四）船舶、（五）藥材、製藥化學用品、（六）機械類、（七）棉花、羊毛、苧麻類、（八）石炭、（九）茶鉛の九品（以上九品、同上輸入額一八、三三二千圓）は協定税目の利益を與へないが、其の性質上本邦に於て重税を課するの意向なく、從て外國に於て何等不便を感じないだらうから、是亦協定税目より除外することとした。又上記方針採用の結果更に油槽、包帯、生皮及豆類（以上四品、同上輸入額四、〇三九千圓）は一ヶ年平均輸入價額五萬圓の標準を超過するも是等物品は主として支那又は條約改正に關係なき國より輸入するものであるから協定税率より除外することとし、之に反し葉鐵は上記標準三ヶ年間何れの年度に於ても其の輸入額五萬圓に達しないが、將來輸入増進の見込みあるに付之を協定税目中に加へることを承諾した。尙上記四國に許すべき是等協定税目は條約に於ては從價率を以て示し置き爾後本邦に於て

適宜從量税に換算の上實施し得べく、又右從量税の改算は二ヶ年毎に爲し得べきことを併せて條約中に規定すること
を希望した。

協定税目表 上記新協定方針により選定した協定税目表を其の輸入額、協定國名と併せ示せば左表の通りである。

陸奥條約協定税目表案

備考 稅番は明治二十二年大隈條約によるもの、品名及税率は明治十五年五月井上外相時代に於ける豫備會議決定を陸奥案に於て採用せるもの、輸入金額は明治二十三年乃至二十五年三ヶ年平均輸入額、重要輸入國中〇印を附せるは協定を承諾すべき國名（括弧内の數字は當該國よりの上記三ヶ年平均輸入金額）、又金額の單位は何れも千圓とす。

稅番	品名	協定税率 百分比	輸入金額	重要輸入國
二四	綿帆布及麻帆布	一〇	九七	英國（六六）、米（二九）、獨
三五	置時計、掛時計及其の部分品	一〇	二四〇	米（二〇二）、獨（二八）、英、佛
五八	綿織糸（糸縷の別なく）	八	七、五五〇	英（五、三九八）、英領印度、獨
五九	綿 縫 糸	一〇	八八	英（八三）、獨（五）
六〇	更 紗 類	一〇	三五二	英（三三六）、瑞西、獨、佛
六一	綿綬子、綿縐子	一〇	二九九	英（二九一）、獨、米、佛
六二	雲 齋 布	一〇	七一	英（六九）
六四	綿 天 鷲 絨	一〇	四一二	英（三九八）、獨（一一三）
六五	生 金 布	一〇	一、七〇〇	英（一、六九九）
六六	晒 金 布	一〇	二五八	英（二五二）
六八	綾 金 布	一〇	七八	英（七六）、米、獨
七〇	天 竺 布	一〇	一三七	英（一三七）

第七章 陸奥外務大臣 概説

三七二

七一	緋金布其の他色金布類	一〇	五七〇	。英(五五七)、白、瑞西、。佛(一六)、獨、伊
七二	寒 冷 紗	一〇	八四	。英(八四)
一四八	アニリン染料	一〇	三八五	。獨(二九六)、。佛(一五)、瑞西、英、白
一五六	乾 藍	一〇	二五五	。英領印度(一六三)、比律賓(七二)、英(一五)、 佛
一五九	ログウード越幾斯	一〇	一二七	。佛(六九)、。獨(三五)、英(二〇)、白
一六一	ペイメント	一〇	一〇九	。英(一〇四)、獨(三)、白、蘭
一八三	苧 麻 織 糸	八	一一八	。英(八三)、獨(三三)、支那
一八五	穀 粉	五	二八三	。米(二七八)、英(二)、獨(一)、英領亞米利加 (一)、其の他香港
一九一	窓 硝 子 (露席の)甲無色のもの 乙有色及青色のもの	一〇八	二二一	白(一四二)、。英(四三)、。獨(三)
二六二	塊 鐵	五	二〇九	。英(一四六)、。獨(五六)、白、佛、英印
二六三	鐵 條 竿	七、五	八四七	。英(五八九)、白(一四八)、。獨(一〇二)、。佛 (一九)、瑞典、諾
二六七	鐵 板	七、五	二六七	。英(二四八)、白(二二)、。獨(一四)、米
二六〇	鐵、電 鍍 板	一〇	七二	。英(七一)
二六八	鐵 筒 管	一〇	九三	。英(八七)、米(三)、佛(二)
二六九	レ ー ル	五	六七六	。英(四七一)、。獨(一六九)、白、佛
二七三	鉛 (塊 錠)	五	一四五	。英(九三)、濠洲(二七)、。獨(一四)、支那、英 印、西
二七六	水 銀	五	一〇二	。米(五三)、。英(三二)、西、支那

二八〇	鋼 (塊 錠)	五	一九一	。英(一八五)、。佛(一九)、。獨(一〇)、白、瑞 典、諸、塊
二八二	錫 (塊 錠)	五	六八	。獨(二九)、。英印(一七)、支那(二二)、英(九)、 比
二八三	葉 鐵	一〇	四六	。英(四三)、獨(一)、白
二八八	亜鉛(塊錠)	五	五三	。英(二七)、。獨(二四)、支那、白
二八九	板 亜 鉛	七、五	二二二	。獨(一〇二)、。英(八七)、白、佛
三〇一	鐵 釘 類	一〇	七五二	。獨(四六五)、白(一四六)、。英(二二八)、米
三〇五	鐵螺旋釘類	一〇	五四	。英(五一)、獨、佛
三一	鐵 線	一〇	八三	。獨(四五)、。英(一九)、白
三一二	電 線	五	七四	。獨(三二)、。英(二七)、白
三二三	鋼 線	一〇	八四	。英(四三)、。獨(三五)、白、佛
三二五	石 油	一五	四、二七一	。米(三、四七六)、露(八二九)
三二八	無味香油	一〇	一五九	。英(一三六)、米(一三)、。獨(一〇)
三三三	無味香蠟	五	二六三	。英(一六四)、。獨(九一)、白、塊
三四〇	印刷料紙	一〇	八二	。英(四六)、。獨(三二)、佛、白
三五六	ポトラント・セメント	五	一五三	。米(九一)、。英(三三)、瑞西(二五)、獨逸、瑞 典、諸、佛
三六九	乳膏乳粉	五	六四	。英印(五五)、支那(七)、獨(一)、米、英
三七八	硝 石	五	三九四	。獨(一四三)、。佛(一三三)、瑞西(六七)、。英 (一六)
三八六	絹 棉 繻 子	一五	二二二	。米(一五九)、。英印(五八)、支那
三八八	靴 底 革	一五		

第七章 陸奥外務大臣 概説

三七三

三八九	革類(他の)	一〇	四六四	。英印(二一八)、支那(九四)、米(五八)、獨(四三)、英(三二)、佛、瑞西、伊、埃
四二八	懷中時計 甲銀其の他普通のもの 金又は白金のもの	二〇〇	五五四	瑞西(四九六)、米(三七)、佛(一九)、英
四五一	ブランケット	一〇	四五一	。英(四三八)、獨(一三)、佛
四五五	フランネル	一〇	八〇三	。獨(六五四)、。英(一三九)、佛(八)、白、米
四五七	毛 織 子	一〇	一、五三二	。英(一、五〇五)、。獨(二六)、佛
四六〇	モスリン	一〇	二、三七五	。佛(二、一一五)、。獨(二二二)、英(三四)
四六四	セルデス	一〇	六二	。英(六一)
四六六	羅 紗	一〇	六五八	。英(三六一)、。獨(二五七)、白、佛(五)
四六六	羅紗(綿入)	一〇	一三九	。英(一三二)、。獨(六)
四六七	毛 糸	八	三六三	。獨(二九六)、。英(五一)、佛(一一)
合 計	五十八税目		三〇、五七三	

陸奥外相は條約改正交渉の際上記協定方針を説明するに當り「明治二十五年に於ける諸條約國より日本への輸入總額の内、英獨米佛四國よりの輸入總額は十分の九を占め、前記協定を承諾すべき物品の輸入總額は是等條約國よりの輸入總額に對し三分の二を占むるを以て、帝國政府提案の寛大なるは充分に承認せらるる所なるべきを信ず」とした。尤も其後同外相より青木公使に送付した精算表によれば、明治二十三年乃至二十五年三ヶ年平均本邦總輸入額七千九百九十九萬四千圓中、上記協定表に示すところの協定物品五十八税目の平均輸入總額三千〇五十八萬三千圓は總輸入額に對し四割二分であり、又明治二十五年に於ける本邦總輸入額七千三百三十二萬六千圓中、支那・朝鮮・土耳古等條約改正に關係なき諸國よりの輸入總額を除外するときは、條約改正關係國よりの輸入總額五千四百八十九萬七千圓とな

り、右の内協定税率の利益を受けるもの二千九百六十八萬六千圓即ち其の五割四分に相當して居る。又國別に付て言へば英國に對して協定を承諾すべき物品五十税目、其の輸入金額に最惠國條款により他國との協定税率に均霑するものを合せ千七百六十七萬六千圓、即ち總輸入額中の五割に相當し、獨逸に對しては協定税率を承諾する物品二十七品目、及び右最惠國待遇の利益を受けるものを合せ三百六十七萬三千圓、即ち輸入總額に對し五割八分、米國に對しては協定を承諾する物品十品、及び最惠國待遇により協定税率を受けるものを合せ三百三十九萬七千圓、即ち輸入總額に對し五割六分であり、佛蘭西に對しては協定を承諾する物品十一品、及び最惠國待遇により協定税率を受けるものを合せ二百五十七萬八千圓、即ち輸入總額に對し七割一分である。又其の他の條約改正國たる白・露・瑞西・西班牙・葡萄牙・伊太利・瑞典・諾威・和蘭・埃洪國・丁抹・秘露・布哇等よりの輸入物額中、最惠國待遇により上記四國との協定税率の利益を受けるもの二百二十二萬六千圓、即ち七割を占むる勘定であつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一〇及一三附屬文書

2 同右一七・二九各附屬文書

第二節 對 英 交 涉

第一款 豫 備 交 渉

豫備交渉と青木建議 陸奥外相は前述明治二十六年七月五日及八日の閣議に決定した條約改正案を以て、七月二十五日付在英河瀬(眞孝)公使及在獨青木公使に送付すると同時に、前者に對しては本案による英國との條約改正に付ては本邦駐劄のフレーザー公使在英中なるに付其の歸任前に、同公使と嚮に本邦に於て改正交渉をなした關係のある駐